

## 西宮市社会福祉審議会

### 令和3年度第1回 児童福祉専門分科会

#### 会 議 録

□開催日時 令和3年8月17日（火） 午後1時27分～

□開催場所 西宮市役所8階 813会議室

□出席者

- ・ 委 員：才村会長、梶委員、北岡委員、側垣委員、谷口委員、八代委員、脇田委員  
〔欠席〕 畠山副会長
- ・ 事務局：小島子供支援総括室長、塚本(英)子供支援総括室参事（計画推進担当）、  
増田保育施設整備課長、緒方子育て支援部長、三柘子供家庭支援課長、伊  
藤子育て事業部長、秋山保育入所課長、大神こども未来部長、海部子育て  
総合センター所長、塚本（聡）地域保健課長

#### 会議次第

---

##### 報告事項

- (1) 今後の保育所待機児童対策について
- (2) 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業について

##### 議 事

子ども家庭総合支援拠点の設置について

## 会議概要

---

〔午後1時27分 開会〕

○事務局 定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和3年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会したいと思います。

本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、Z o o mを併用して開催していきまして、会場前方のスクリーンにZ o o mで参加いただいている皆様方の画面を投影しています。恐れ入りますが、ご発言の際は挙手いただきますようお願いいたします。

会議に先立ちまして、西宮市議会から選出されています2名の委員に変更がありましたので、委員の皆様方を改めてご紹介します。

〔委員紹介〕

本日は、畠山副会長から欠席のご連絡をいただいています。

委員総数8名のうち出席委員は7名となり、会議開催要件である過半数に達していますので、西宮市社会福祉審議会規則第3条第6項の規定により、当専門分科会が成立していることを報告します。

続いて、事務局の職員を紹介します。

こども支援局長の時井ですが、ただいま大雨警報が発令されていまして、災害対策本部の公務の関係で、急遽本日は欠席しています。

〔事務局職員紹介〕

次に、資料の確認をします。資料は2点ありまして、1点目は、左上ホッチキスどめの「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。2点目は、左2点ホッチキスどめの「資料集」です。すべてお揃いでしょうか。足りないものがあればお申し出ください。

それでは、才村会長、会議の進行をよろしく申し上げます。

○会 長 限られた時間ですので、円滑な会議の進行にご協力いただきたいと思います。

審議に入る前に、傍聴者の確認をします。本日、傍聴希望の方はおられますか。

○事務局 1名おられます。

○会 長 1名おられるようです。傍聴希望者がおられますので、社会福祉審議会運営要領に基づき、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 また、会議進行の途中で傍聴の希望があった場合、随時許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 それでは、傍聴を許可した方の入室をお願いします。

まず、本日の審議事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局 次第をご覧ください。

本日は、報告事項が2件、議事が1件あります。

報告事項の1つ目は、今後の保育所等待機児童対策についてです。先日8月3日に市議会に説明を行った際の資料をもとに、今後の保育所等待機児童対策について報告しま

す。

報告事項の2つ目は、生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業についてです。令和3年度からの事業実施状況について報告します。

本日の議事は、子ども家庭総合支援拠点の設置についてです。設置に向けた状況や取組みを説明します。委員の皆様からご意見を頂戴して、子ども家庭総合支援拠点の運営に生かしていきたいと考えています。

説明は以上です。

○会 長 事務局から説明いただきましたように、本日は報告事項が2つ、議事が1つとなります。全体で3時半までの2時間ですが、時間配分として、報告事項2つでおおむね50分程度、残りの時間を議事である子ども家庭総合支援拠点の設置についての審議に充てたいと考えていますので、よろしくお願いします。

### 報告事項（1）今後の保育所等待機児童対策について

○会 長 まず、報告事項(1)「今後の保育所等待機児童対策について」です。事務局の説明をお願いします。

○事務局 資料集の1ページからの資料1は、先日8月3日に待機児童対策について市議会に説明を行った際の資料です。

3ページの「1 保育所等待機児童の状況について」です。

「(1)保育所等待機児童の状況」の1つ目の○、令和3年4月1日現在の待機児童数は、昨年から163人減少し、182人となりました。また、入所できなかった方(利用保留児童)は、98人増加し1,034人となりました。

次に、中段の図表1は、平成18年から令和3年までの就学前児童数などの推移を示したグラフです。

棒グラフが就学前児童数で、平成18年の2万9,737人をピークに減少し、直近の令和3年では2万3,732人と約6,000人減少しています。

折れ線グラフは2種類ありますが、■で表示しているのが就学前児童に占める幼稚園の園児数を割合で示したものです。幼稚園入園率はおおむね横ばいで推移しています。グラフに記載はありませんが、子供の数が減少していますので、平成18年時点で約1万人いた幼稚園の園児数は、直近の令和3年では約7,000人となっており、平成18年と比較して約3,000人減少しています。

●で表示しているのが就学前児童に占める保育所の入所児童などを割合で示したもの(保育需要率)です。保育所需要率は増加し続けています。平成18年時点の保育所の入所児童は約4,500人でしたが、令和3年では約8,400人となっており、平成18年と比較して約4,000人増加しています。

次に、図表2は、保育需要率を年齢別に示した表です。年齢別に見ますと、1・2歳児の保育需要率が最も高く、幼稚園への就園が可能な3歳児以降になると、2歳児の保育需要率と比べて低い水準となっています。

次に、4ページの「(2)令和4年度以降の必要受入枠数の見通し」です。

資料中ほどの図表 3 は、令和元年度に政令市と中核市を対象に本市独自で行った調査結果をまとめたものです。表の項目欄にある「保育所等」は、就学前児童のうち保育所に入所している方の割合、「幼稚園等」は、同じく就学前児童のうち幼稚園に入園している方の割合です。西宮市は、いずれも約 3 割となっていますが、その下の政令市平均では、保育所に入所している方の割合は 43.55%、待機児童の多い岡山市、神戸市、さいたま市、また、兵庫県内の中核市と比べ、本市の「保育所等」の割合は低い状況です。「保育所等」の割合が 40% を超える市においても、保育需要は増加し、高止まりしていない状況にありますので、本市においても、今後も保育需要は増加し続けると見込んでいます。

次に、図表 4-1 の「令和 4 年 4 月の年齢別保育所等必要数見込み」では、令和 3 年 4 月の入所数と令和 4 年 4 月の必要数の見込みを比較しています。差し引きしますと、0 歳児で 31 人、1 歳児で 108 人、2 歳児で 88 人、3 歳児で 119 人不足する見込みとなっています。

次に、5 ページの「2 令和 4 年度に向けた取組みについて」です。

「(1) 施設整備による受入枠拡大」の 1 つ目の○、令和 4 年 4 月に向けて、新設保育所など 8 か所の開設により、約 670 人分の受入枠拡大を図ります。

2 つ目の○、これにより、令和 4 年 4 月時点における保育所等待機児童はおおむね解消される見込みとなっています。

図表 5 は、新設保育所等の案件名と各年齢の受入枠拡大数を表にまとめています。表の下から 3 段目の「受入枠拡大数①」には、受入枠拡大数の合計値を年齢ごとに示しています。この数値とその下の「令和 4 年 4 月に新たに必要となる数②」とを差し引きした結果が、表の一番下の「待機児童数見込み」です。現時点では 1 歳児で 17 人不足することとなりますが、各施設の受入枠数は定員ベースで試算していますので、定員を超えた受入れにより不足数はおおむね解消すると見込んでいます。

資料 6 ページの「(2) 保育士確保策の推進」です。

待機児童の解消に向けて、施設整備による受入枠拡大と保育士確保策は両輪で進めなければなりません。また、新卒保育士、潜在保育士の確保、保育士の定着率向上など、様々な視点で取組みを進める必要があります。

ここでは現在実施している保育士確保策を列挙していますが、保育士確保策の今後の方向性については後ほど説明します。

「(3) 連携公立幼稚園事業」は、1～3 歳児の待機児童対策として、国家戦略特区制度を活用した小規模保育事業を整備し、卒園後の 4 歳児以降の受入先として公立幼稚園で入園枠を設け、新たに長時間保育を実施する事業です。

「①今後の開設スケジュール」です。今年度、特区小規模保育事業を 8 か所開設し、来年 4 月から 3 園の公立幼稚園で受入れを開始する予定にしていたが、特区小規模保育事業の卒園児数が当初の見込みよりも少ないことから、令和 4 年 4 月は夙川幼稚園と高木幼稚園の 2 園で卒園児を受け入れ、令和 5 年 4 月からは、越木岩幼稚園を加え、3 園での受入れを行います。

ここで 11 ページをご覧ください。保育所等待機児童対策に関する WEB アンケート調査結果概要です。

12ページの「(2)調査設計」です。令和3年4月1日入所申込者のうち利用保留児童となった1,034人、中にはきょうだいで同時に申し込まれているケースもありますから、世帯数にしますと781世帯に対してWEBアンケートを実施しました。

「(3)回収結果」です。回収数は243世帯、回収率は31.11%です。

次に、15ページ、入所できなかった方の保育状況です。回答者のうち約50%の世帯が認可外保育施設などの施設を利用して保育所の入所をお待ちいただいている状況です。

16ページ、利用保留児童がいる一方で、定員に空きのある保育所もありますが、希望されなかった理由をお伺いしています。回答結果は、約80%の世帯が「自宅から遠くて通えないため希望しなかった」と回答しています。次に割合が多かった項目は、「小学校就学まで預けることができる保育所を希望」という結果になっています。

次に、21ページ、今年度から開始した特区小規模保育事業の利用意向です。約50%の世帯が「希望しない」と回答していますが、約40%の世帯は「自宅付近に施設があれば希望する」と回答しています。

22ページでは、利用意向を地域別に示しています。太枠・色付きで表示しているのが今年度に特区小規模保育事業を整備した地域です。大社1では「希望しない」が7割を超えていますが、浜脇2や鳴尾1では半数以上が「希望する」と回答しています。

23ページでは、「特区小規模保育事業を希望しない」と回答された方にその理由をお聞きしています。理由の多くは、「幼稚園が給食ではなくお弁当だから」というものと、「小学校就学まで預けることができず、特区小規模保育事業から幼稚園に移らなければならない」となっています。

ここで資料7ページにお戻りください。

「③今後の事業展開にあたって」です。特区小規模保育事業の整備については、卒園後の受入先を保障することが前提となりますが、待機児童対策として有効であると考えています。先ほどのアンケート結果を踏まえて、利用ニーズの高い地域、かつ保育需要の高い地域で事業展開を図っていきたいと考えています。

また、私立幼稚園では給食の提供を行っている園もありますので、現在は公立幼稚園が連携先となっていますが、私立幼稚園と連携する仕組みについても検討していきたいと考えています。

「(4)入所選考(AI)システムの導入」です。年々増加する入所申込者に対応するため、入所選考システムを今年度から導入します。今年度は、現行の職員による手作業との比較検証を行います。

次に、8ページの「3 今後の保育所等待機児童対策について」です。

「(1)将来を見据えた対策が必要」の1つ目の○、今後も保育需要は増加し、特に1・2歳児については受入枠の不足が予想されることから、引き続き対策が必要と考えています。

2つ目の○、一方、就学前児童数は減少し続けていますので、いずれは利用児童数のピークを迎え、供給過剰に転じることとなります。

3つ目の○、既に国レベルでは、人口減少地域などにおける保育所・保育士等の役割やあり方が議論されています。その中で、全国的な利用児童数のピークは令和7年となる見込みが示されています。本市においても、待機児童対策を進める一方で、将来を見

据えた対策が必要となります。

「(2)今後の保育所待機児童対策について」の「①地域差を考慮した保育所整備」です。

1つ目の○、今年4月の入所状況を見ますと、北部地域では定員に満たない施設がある一方、阪急から阪神にかけての鉄道沿線部では多くの利用保留児童がいる状況です。そのため、今後は、地域差を考慮して施設整備を行っていく必要があります。

「②市有地の活用」です。施設の老朽化・耐震化対策として、阪急苦楽園口駅前に移転建替えを行った北夙川保育所の跡地について、保育所もしくは認定こども園の分園整備の検討を行います。

9ページの「③私立幼稚園との連携」です。

1つ目の○、将来の少子化を見据え、既存施設を活用することが非常に重要です。私立幼稚園については、長時間保育や給食の提供など、既に保育を必要とする児童を受け入れる環境が整っています。

2つ目の○、そのため、私立幼稚園が認定こども園へ移行し、保育需要の高い1・2歳児の受入れが促進するよう、施設整備に係る費用の補助を検討していきたいと考えています。

「④保育士の確保」です。

2つ目の○、令和3年2月に保育士就職支援センター(愛称「ここにし」)を開設しています。今後も、登録者数の増加に向けて取組みを進めます。

3つ目の○、市内に武庫川学院と関西学院・聖和及び甲子園学院の3つの指定保育士養成施設がありますので、これらとしっかり連携を図っていきます。

4つ目の○、他市に先駆けて取組みを進めてきました保育士奨学金返済事業、宿舍借上事業は、保育士の離職防止・定着化につながっています。今後も引き続き、制度の拡充に努めるとともに、広報の充実を図っていきます。

10ページに校区別の利用保留児童数を参考として付けています。各校区の左側が令和2年、右側が令和3年の数値です。

説明は以上です。

○会 長 事務局から今後の保育所待機児童対策についてご報告をいただきました。ご質問のある方は挙手をお願いします。

○委 員 待機児童対策によって、来年度、一旦待機児童ゼロに近づくということですが、保育需要率は上がり続けていますので、その後も待機児童対策が必要であることは計算してみると明らかです。その一方で、8ページにありますように、国の試算によると令和7年ぐらいが全国的に言えば保育需要率がピークになると書かれています。本市はそれよりも少し遅れると思いますが、それを見据えた上で待機児童対策をいろいろと挙げていただいています。

その中で、私立幼稚園との連携についてお聞きしたいと思います。

1つ目に、1・2歳児の受入れを促進するために認定こども園移行を促進するように、施設整備に係る費用の補助を行うことを検討するとなっています。私学助成と認定こども園に移行した場合の給付金との差額があって移行しにくいというお話を聞いています

が、この補助によって幼稚園型認定こども園への移行が進むとお考えでしょうか。

○事務局 現在、市内には39の私立幼稚園がありますが、そのうち認定こども園に移行しているのが6園です。残りの33園は幼稚園の形態のまま運営を続けている状況ですが、既に各幼稚園では、長時間保育や給食の提供など、保育所でお子様をお預かりする環境と同じような環境を整えていらっしゃる場所が多くあります。そうした私立幼稚園に保育を必要とする方を少しでも受け入れていただくための方策が認定こども園化になります。幼稚園では3・4・5歳児の3学年の受入れですが、認定こども園に移行することによって、保育需要の高い1・2歳児を受け入れていただくことができます。ただ、この認定こども園への移行には様々な課題があることから、なかなか移行が進まない現状があります。その要因としては、3～5歳児を預かる幼稚園が1・2歳児を預かることがハードルになっている場合がありますし、また、今日のような大雨のときに、幼稚園の場合は休園になりますが、保育所の場合はご家庭での保育が難しいお子さまを保育することが必要ですから、そのための保育環境や労働環境を大きく変えなければならないという課題もあります。そのため、各園では幼稚園のまま運営を継続されている現状があるわけです。

その対策の一つとして、今回、認定こども園へ移行するために建替えや調理室等の改修工事を行う幼稚園を後押しするために、施設整備の補助を検討しているところです。これは、昨年度、市内の私立幼稚園にアンケート調査を行いまして、多くの園が認定こども園化の検討をされているが、移行にあたっていろいろな施設改修等が必要であるので、それを補助してくれる制度があればよいという結果が出ていましたので、それに基づいて検討に至ったところです。

○委員 もう1点、特区小規模保育事業ですが、卒園後は連携公立幼稚園で受入れを行うとなっています。ただし、そこには給食がないなどの課題があって、預けたくないという保護者が多くいらっしゃると思います。これを解消するために、公立幼稚園に給食施設をつくったり、私立幼稚園で受け入れてもらうことの検討はしないのでしょうか。

○事務局 先ほどアンケート結果について説明しましたが、この特区小規模保育事業を希望されない理由として、公立幼稚園に給食がないことを理由に挙げている方が多数いらっしゃいます。公立幼稚園では現在給食を提供していませんので、原則お弁当を持参いただくこととなりますが、この制度を導入する園については、保護者の希望があれば幼児用弁当の配達を行いたいと考えています。

また、今回は公立幼稚園との連携という形でこの事業をスタートさせましたが、今後の展開としては、私立幼稚園では既に給食の提供を行っている園もありますので、そういったところとの連携も今後検討していきたいと考えています。

○委員 ありがとうございます。

○会長 私は、特区小規模保育事業について詳しくは存じ上げないのですが、通常の小規模保育事業では0～2歳児が対象のところ、特区になると5歳児まで受け入れられると理解しています。確かに、いろいろなサポートやバックアップをしなければいけないので、連携の幼稚園は必要だと思いますが、5歳児までをずっとこの特区小規模保育事業で受け入れることは制度的には可能なのでしょうか。

○事務局 小規模保育事業は、本来は0～2歳児を19名まで受け入れる事業ですが、国家戦略特区の認定を受けると、0～5歳児までのお子様を19名受け入れることが可能になります。他市では5歳児まで小規模保育事業で受け入れる枠組みを活用されている市もありますが、0～5歳児までの6学年で19名までしか受け入れられませんので、各年齢ごとに定員設定しますと3人ずつになります。3～5歳という、集団での活動が非常に重要な時期に少人数での活動を推奨するような枠組みにならないよう、本市では0～5歳児の小規模保育事業を採用しませんでした。また、本市では1～3歳児のところでは保育所の申込みが非常に多く、待機児童も多く発生していましたので、そこに特化した対策としたことから、1～3歳児に年齢を限定した小規模保育事業にしました。

○会長 子供の社会性の発達を考えると一定規模の集団が望ましいのですが、そのために保育所で保育を受けられず、祖父母が自宅で孫を預かっている事例もあります。そのあたりを考えると、0～5歳児の小規模保育事業も選択肢の一つとしてあってもいいのかなという気がします。

○事務局 今回、待機児童の多い1～3歳児に特化した対策として小規模保育事業を整備しますが、この小規模保育事業は卒園後の行き先確保が大きな課題になります。そのために、特区制度では0～5歳児まで預かれる枠組みになっているのですが、本市の場合は、4・5歳児は公立幼稚園で預かる制度と組み合わせることで、その行き先を保障し、かつ待機児童の多い年齢に特化する対策を行うことができると考えています。行き先が確保できなければ、就学前まで預かる選択肢もあるかもしれませんが、極力、集団活動を保障したいという思いもありますので、こういった枠組みにしました。

○会長 分かりました。

○委員 8ページの「将来を見据えた対策が必要」のところに4点挙げられていますが、その3つ目に、全国的な保育需要率のピークは令和7年との見込みが示されていると書かれています。西宮市の場合はこのピークをいつ頃とみておられますか。

もう一つ、今は待機児童を解消するために保育所などをどんどん増やして何とかゼロにすることを目標にしていますが、保育需要が減少に転じると、定員割れなどで民間の場合は経営が難しくなって廃園するところも出てくるかもしれません。減少傾向で入所定員を満たせない状況になったときには、公立保育所の専門性の特化と数の縮小で調整していく必要があると思いますが、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

○事務局 まず、将来の見通しとして西宮市のピークはいつ頃かという質問ですが、資料集3ページをご覧ください。図表1の就学前児童数の推移を見ますと、この15年間で子供の数は2万9,000人から2万3,000人に約6,000人減少していますが、●の折れ線グラフでは、保育需要率が急増し、保育所等を希望される方は約4,000人増加しています。この保育需要率がどこまで伸びるのが大きなポイントになります。本市の場合、今年4月では35.64%ですが、全国の政令市・中核市では40%を超えている状況があります。例えば神戸市や京都市では、既に保育需要率が50%に達してしまっていて、就学前児童のお子様2人に1人は保育所等を希望・入所されている状況にあります。仮に本市で50%まで保育需要率が伸びていったと仮定しますと、子供の数がさらに3,000人減って2万人になったとしても、保育需要数は約1万人になります。現在本市で入所されている児童数は8,200～8,300人ですから、単純計算でまだ1,700人ほど足りないことになります。全国的



には、都市部も過疎部も含めて令和7年がピークになると見込まれていますが、本市においてはまだまだピークが先になるのではないかと考えていますし、ピーク到達後も保育需要率が伸び続けるのであれば、減少幅は非常に緩やかになるのではないかと見込んでいます。

次に、利用児童数のピークを迎えた後の対策ですが、資料集8ページの「(1)将来を見据えた対策が必要」の4つ目の○に記載のとおり、公立・私立、保育所・認定こども園を含めて、その総量を考えながら適正配置や規模について検討していく必要があると考えています。今、各園では待機児童対策として定員を超えた受入枠の弾力化にご協力いただいていますので、まずは適正な定員規模になるような受入れを目指すことを考えています。

○委員 その話から少し外れるかもしれませんが、今、どの私立保育所でもそうですが、発達に偏りがあったり特徴のあるお子さんの受入れが非常に増えています。そこに対しての保育士の配置が非常に難しくなって、四苦八苦している現状です。そこで、例えば公立保育所の専門性を高めて、そういうお子様を公立で受け入れることも考える必要があるのではないかと考えます。今はないと思いますが、そういう具体的な方策も考えながら、検討を進めていただきたいと思います。公立のほうが職員配置には余裕がありますので、ぜひその点も含めてお願いしたいと思います。

○委員 4ページの図表4-1に、令和4年4月の年齢別の保育所等必要数見込みが出ています。この数字はどこから持ってきておられるのでしょうか。住民基本台帳のデータからとられているのでしょうか。

○事務局 図表4-1の令和4年4月の必要数の算出方法についてお答えします。

必要数を算出する際には、0～5歳の各学年の子供の数と各年齢の保育所等を希望される方の割合を掛け合わせて必要数を出しています。例えば1歳児が2,000人いて、保育所を希望される方が50%であれば、掛け算して1,000人という出し方をします。この子供の数と保育所を希望される方の割合は、子供の数は年々減少しており、保育所を希望される方の割合は年々上昇していますので、過去5年間の実績を踏まえて将来の見通しを立てています。

○委員 分かりました。

5ページでは、必要数を算出していただいた数字をもとに、各エリアの保育所の受入拡大数と令和4年4月に新たに必要とする数を差し引いた上で、1歳児の方が17人残るとい形になっています。この1歳児の受入枠拡大数から漏れている17人の方々がどのあたりで発生するかという地域分析はされているのでしょうか。

○事務局 子供の数と保育所を希望される方の割合の見込みを出す際に、市内を13のブロックに分けて地域ごとの分析を行っています。それらを合計したものが4ページの図表4-1の総数になります。図表5はその総数との差引きになりますので、17人が例えば夙川や高木など地域別のどこで発生するかまでは、ここでは表記していませんし、そこまでの細かい分析には至っていません。

○委員 分かりました。

今後、5ページの上にも書いているように、令和5年4月には1歳児の受入枠拡大が必要であり、引き続き対策を行う必要があるという形で認識されていらっしゃると思います。

で、どの地域にどういう形で対策を徹底していけばいいのかに関しては早めに考えていただいた上で、対策を講じていただかないといけないと思いましたが、お願いしておきます。

最後にもう1点、特区小規模保育事業のニーズとして、浜脇や高木では半数以上の方が「自宅付近にあれば希望する」というアンケート結果が出ています。こういったところに開設する予定は今のところはないと理解していいですか。

○事務局 具体的な整備計画までには至っていません。

○委員 分かりました。

私からは以上です。

○委員 認定こども園に移行するために私立幼稚園に依頼しているということですが、単純に考えると、公立幼稚園をすべて認定こども園にしていればいいのではないかと思うのです。今、社会的要請として幼稚園のニーズはだんだん減っていると思うのですが、幼稚園の管轄は教育委員会ですから、保育需要に関して連携はどうなっているのでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり、公立幼稚園の所管は教育委員会ですので、教育委員会と連携して待機児童対策の検討を引き続き行っていきたいと思います。

○会長 次の案件に移らせていただけてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

## 報告事項（２）生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業について

○会長 次に、報告事項(2)「生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料32ページをお開きください。

本市では、平成25年度から、健康福祉局の厚生課が生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施しています。また、平成30年11月からは、こども支援局の子供家庭支援課がひとり親家庭の子供を対象とした学習支援事業を実施しています。これらの事業には、子供たちの学習習慣の習得、学習に対する意欲の向上、高校進学の後押しといった事業目的や、対象者に重複する部分が多いことから、令和3年度より両事業を統合して実施することとしました。

「1. 令和3年度の事業内容」の「(1)対象者」ですが、次に該当する中学3年生及び義務教育学校の9年生としています。生活保護世帯、児童扶養手当の全部支給世帯の子供、児童養護施設入所者を合わせて、今年度の対象者数は228人となります。それとは別に、生活困窮世帯の子供が対象となりますが、生活困窮者自立相談支援事業の中で相談者が本事業の利用を望んだ場合に、担当課である厚生課が対象者として認定することとしています。生活困窮世帯として認定され、今年度実際に本事業を利用している子供は1名です。

「(2)募集方法」ですが、生活保護受給世帯には、前年度末に厚生課から対象世帯宛てに案内を郵送するとともに、担当ケースワーカーから個別に連絡しています。

児童扶養手当の全部支給世帯には、前年度末に子育て手当課から対象世帯宛てに案内を送付しています。保護者が郵便を見落とす可能性もあることから、前年度末に2回、案内を郵送しています。また、今年度については、定員に余裕があることから、夏休み前の6月に追加募集としてもう一度案内を送付しています。

児童養護施設入所者には、子供家庭支援課から市内の児童養護施設宛てに案内を送付しています。

「(3)実施内容」ですが、子供3人に講師1人の個別学習支援を行っています。また、昨年度に本事業を利用した卒業生への支援も実施しており、利用料はいずれも無料です。

実施場所は、市内の公共施設8か所ですが、場所は非公表としています。これは、場所を公表すると、そこに通う子供たちがひとり親世帯あるいは生活困窮世帯であると分かってしまうことになるため、子供たちの心情を考慮して非公表としているものです。

実施日は週2回、1回2時間程度で、18時から22時の間としています。ただし、今年度は、新型コロナウイルスの影響で、公共施設が休館になったり、あるいは開館時間が変更になったりしているため、実施事業者や施設管理者と協議しながら、開館時間の中で可能な限り長い時間で実施しています。定員は135名です。

卒業生への支援については、昨年度の本事業の利用者約70名に案内を送付し、6月から週1回の学習会を実施しており、現在4名が参加しています。また、普段の生活や進路などについて実施事業者の講師に相談できるオンライン相談会を10月に実施する予定です。

ここで、本日欠席しておられます畠山副会長より事前に事業内容についてご意見をいただいていますので、ご紹介します。

本事業の中で、学習支援事業以外に子供の居場所としての役割も担えるとよいのではないか。例えばキャンプ等のイベントを実施し、大学生ボランティア等の大人と交流することで、将来像を描くきっかけになる。特に母子家庭の男児の場合、身近に男性と関わる機会が少なく、ロールモデルを見つけづらいので、よい機会になるのでは、とのことでした。

33ページの「2.実績」ですが、平成30年度から令和2年度までは、ひとり親家庭向けと生活困窮世帯向けを別々に実施していました。

左上の表のひとり親家庭向けは、平成30年度から令和2年度まで、株式会社トライグループが実施しており、実績は表のとおりです。平成30年度の申込者数と延べ参加者数が非常に少なくなっていますが、これは、年度途中の11月から実施したことによるものです。また、令和2年度の延べ参加者数が前年度と比べて少なくなっているのは、新型コロナウイルスの影響で4月から事業が実施できず、6月15日から実施したことによるものです。

左下の表の生活困窮世帯向けは、令和2年度まで関西学院大学が実施しており、実績は表のとおりです。なお、生活困窮世帯向けについては、令和2年度まで対象者を中学3年生及び中学2年生としていました。令和元年に申込者数が大きく減少していますが、これは、令和元年からひとり親家庭向けの学習支援事業が通年実施になったことによるものです。

右の表ですが、令和3年度から実施事業者は株式会社キズキに変更しています。実施

箇所数は8か所で、申込者数は、令和3年6月末現在で52人です。

説明は以上です。

○会 長 ただいまのご説明に対してご質問を頂戴したいと思いますが、その前に、畠山副会長から、この取組みを子供の居場所づくりの一環として位置づけてはどうか、学習支援だけではなく、居場所づくりの観点からもう少し事業を広げてもいいのではないかとご提案がありました。これについて事務局のご意見をお伺いしたいと思います。

○事務局 子供の居場所づくりという観点ですが、この事業については、講師と利用者の面談を年に数回実施することとしていまして、その中で講師が生活や進路についての相談を受け付けることにしています。本事業については、高校進学を見据えた学習支援が中心となっていますので、キャンプ等のイベントの実施は難しい部分がありますが、不登校傾向にある子供が本事業に継続的に参加しているケースもありまして、居場所となっている性格もあると考えています。

○会 長 それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委 員 この事業については、私も議会で取り上げて、同じ類いの事業を一体化して拡大したことは非常によかったと感謝申し上げます。

ただ、気になるのは、今までのひとり親家庭と生活困窮者の対象者を合計しますと現在の参加者は少ないのですが、その理由は何でしょうか。

○事務局 今年度に人数が減少してしまった理由については、はっきりした原因は分かっていないのですが、今年度から実施事業者が株式会社トライグループからキズキに変わったことが理由の一つかなと考えています。

○委 員 こういう事業は、3年ごとに業者を選定し直すことになっていますので、そのあたりの継続性の課題があるかなと思います。

もう1点、生活困窮者に対しては、もともと中学3年生だけだったのを2年生まで拡大してもらった経緯があります。それが今回、一緒になることによってまた中3だけになってしまったので、これをぜひ中2にまで拡大してもらいたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○事務局 対象年齢については、他市と比べてかなり狭いものとなっていて、今後、予算の関係もありますが、順次学年は引き下げていきたいと考えています。

○委 員 もちろん居場所でもありますが、勉強の癖をつけるという意味もありますし、進学対策となると中3にとっては大きな課題だと思います。ただ、まず中2、そしてできたら中1まで拡大していただければと思います。

もう1点、これはハードルが非常に高いと思いますが、教育に無関心な保護者もいらっしゃると思います。そういった方々に対して指導をする予定はありますか。

○事務局 現在の事業の中でも、ここに通われている方の保護者からのご相談は講師が乗るようになっていますが、来られていない方についての指導は現状できていません。今後、この事業だけではなく、普段の家庭児童相談の中でも取り組んでいけたらと思っています。

○委 員 ありがとうございます。

○委 員 令和3年度から株式会社キズキさんに実施事業者が替わったということです

が、このキズキさんとは単年度契約でしょうか、何年契約をされているのでしょうか。

○事務局 契約自体は1年ごとの契約にはなっていますが、3年間継続する予定となっています。

○委員 基本的には3年間で事業者が替わるという前提なのですか、あるいは更新される可能性もあるのですか。

○事務局 現在のところ、更新する予定はありません。改めてプロポーザルを実施して事業者を決定する形を考えています。

○委員 単年度契約を更新して最大3年間ということですが、キズキさんがどういった形で学習支援をされて、ここに申し込まれているお子さんたちがどういう評価をされるかという問題があると思います。これはキズキさんに限らずですが、長期的にある程度安定的に学習支援をするという意味では、お子さんと事業者との信頼関係や、「ここに来て学びたいよ」という関係性の構築がすごく重要だと思うのです。替わる前提となった場合、それはどうなのかと思います。もちろん受けられる学生さんは卒業していかれるという事情もあつての3年間かもしれませんが、ノウハウの構築や事業の安定性を考えた場合、基本的には、3年間の頭打ちで考えるのではなく、もちろんフィードバックを受けつつ、事業評価を行いながら、柔軟に運用するほうがいいのかと思います。また一からノウハウを構築することになってしまうと、実施する事業者としても、サービスを受けられるお子さん側にとっても、不利益になる可能性があるのです、そのあたりはどうかと思います。どのように考えられるかお聞かせいただけますか。

○事務局 委員ご指摘のとおり、確かに生徒さんとの関係性の構築や安定性やノウハウの蓄積という部分であれば、長期間の契約が望ましいとは思いますが、これまで中学3年生の1年分だけしか対象にしていまないので、それほど問題にならなかったという部分もあろうかと思います。長期間にわたる契約については、今後研究したいと思っています。

○委員 分かりました。

○委員 たまたまこの事業をインターネットで検索していたら、キズキさんがアルバイトを募集しているという記事がありました。アルバイトでもいいし、ボランティアでもいいという形で書いてありましたので、そういう形で来られた方に、果たして市の学習支援をしようという意図が伝わるのかなと思います。そういう方に対して市の考え方をきちんと指導することがどこまでされているのかが少し不安に感じました。各現場には視察に行かれていますと思いますが、その点はどうでしょうか。

○事務局 確かに現場の指導員の中には、正社員の者もおれば、アルバイトの者もいますが、現場を視察しますと、どんどん積極的に生徒さんとコミュニケーションをとっておられますし、月に1回の報告会の中でお話をお伺いしますと、お子さんの進路のことや生活のことについて熱心に相談に乗ってくださっている様子もうかがえますので、現在のところ、正社員だからとかアルバイトだからという違いは見られていません。

○会長 私のほうで1点、質問したいのですが、対象者として4つ書かれていて、その中の1つに児童養護施設入所者があります。最近、児童養護施設もさることながら、特に国のほうでは里親にかなり力を入れていまして、里親委託される子供がどんどん増える傾向にあります。里親委託されている子供たちを対象者に加えることについてどう

お考えでしょうか。

○事務局 西宮市内には現在56人の里親さんがいらっしゃるとお聞きしています。この事業を周知するにあたっては、児童養護施設の場合であれば市のほうから連絡することが可能ですが、里親さんに対しては、市のほうではすべての把握が難しくなっています。ですから、事業の周知という部分で若干課題が残ると思っていますので、この点についても今後検討したいと考えています。

○会 長 同じ社会的養護の下に置かれている子供たちで、支援に格差があるのはまずいと思いますので、前向きに検討いただけたらと思います。

○委 員 児童養護施設では、学習塾などの利用に対するサポートは国の制度としてありますが、母子生活支援施設の場合は、個別の課題になりますので、なかなかそういう支援が難しくなっています。ただ、母子生活支援施設に入所されている方は、措置元が他の市町村であって西宮市ではないことと、住民票を移せないケースも多いので、そのあたりがクリアできれば、母子生活支援施設の方も利用可能になるように今後検討していただきたいと思います。

○会 長 この件はこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

## 議事 子ども家庭総合支援拠点の設置について

○会 長 次に、議事に入ります。

議事「子ども家庭総合支援拠点の設置について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料34ページをお開きください。

平成28年に児童福祉法が改正され、市区町村は、子供の最も身近な場所において子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を行わなければならないと明確に定められました。それに加えて、子供や家庭などを対象に、より専門的な相談対応や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を担う拠点、つまり、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないと規定されました。国は、令和4年度までに全市区町村に支援拠点を設置する計画を打ち出していることから、本市においても、令和3年度中に支援拠点を設置する予定としています。

支援拠点の業務内容は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に必要な支援に係る業務全般を行います。

国が定めた設置運営要綱の中で支援拠点の業務内容として大きく4つの業務が明記されています。①子供家庭支援全般に係る業務、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援となっています。④その他の必要な支援としては、一時保護や入所等の措置を解除した後のアフターケアや里親への支援、あるいは非行相談への支援が明記されています。

これらの事業については、ほとんどが現在の家庭児童相談室で実施しているものであ

るため、新たに施設を設置するのではなく、子供家庭支援課内にある家庭児童相談室の機能を核として、支援拠点としての機能を拡充していきたいと考えています。

35ページの「(2)職員配置」ですが、支援拠点には、一定の資格を持った子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の配置が必要です。それぞれの職務内容は下の図のとおりです。

子ども家庭支援員と虐待対応専門員は、必要な資格として共通するものが多く、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師、保健師、保育士等となっていますが、大きく分けると、虐待対応専門員は、虐待の初期対応や虐待が認められる家庭への支援などを担当し、子ども家庭支援員は、虐待を除く一般的な相談や支援を行います。自治体によっては、子ども家庭支援員と虐待対応専門員を明確に分けているところもありますが、本市としましては、学校や保育所などの関係機関と相談員との連携を深めるため、全員を小学校区ごとに振り分け、地区担当の相談員が児童虐待対応と支援を両方行うこととしています。

職員配置について畠山副会長より事前にご意見をいただいています。

本市では、子ども家庭支援員と虐待対応専門員を明確に分けず、地区担当制を採用するとのことであるが、国の狙いは支援と介入を分けることにあるのではないか。また、人員不足で分けられないのであれば、他市のように人員の確保を図るべきである、とのことでした。

「(3)配置人員」ですが、支援拠点には、児童人口規模に応じて配置人員の基準が定められています。下の表にあるように、本市の場合、①最低配置人員として、子ども家庭支援員が常時5名、心理担当支援員が常時2名、虐待対応専門員が常時4名の計11名が必要となります。それに加え、児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村は、対応件数をもとに算定された人数を虐待対応専門員の最低配置人員に上乗せして配置する必要があります、上乗せ配置人員は毎年度変動します。

36ページのグラフは、本市における標準配置人員の推移です。棒グラフの下から順に、子ども家庭支援員が5名、心理担当支援員が2名、虐待対応専門員が4名となっており、ここまでは毎年変動はありません。一番上の黒地に白文字の部分が虐待対応専門員の上乗せ配置人員となっており、前々年度の児童虐待相談対応件数により変動します。本市においては、令和元年度に児童虐待相談対応件数が大きく増えたことから、今年度の上乗せ配置人員の数も大きく増え、6名となっています。令和4年度は、前々年度の児童虐待相談対応件数が若干減少したことから、上乗せ配置人員は5名となる見込みです。

37ページの支援拠点の設置スケジュールですが、本日の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の後、10月に相談室等の改修工事を実施する予定です。これは、国の設置運営要綱の中で、支援拠点には相談の秘密が守られる相談室と親子の交流スペースの設置が必要と定められているため、基準を満たしていない現在の面談室を拡張するなどの工事を行うものです。その上で、令和3年度中に支援拠点を設置したいと考えています。

次に、人員の充足です。人員については、これまでも段階的に職員を増員してきており、令和3年4月には、いずれも正規職員で、心理担当支援員2名、子ども家庭支援員1名の計3名を増員しました。それでも現状では子ども家庭支援員と虐待対応専門員が不足しています。

下の表にあるように、本市における今年度の標準配置人員は、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を合わせて常時17名となっています。しかし、現状では常時12名の配置にとどまっており、子ども家庭支援員が1名、虐待対応専門員が4名不足しています。本来であれば、上乗せ配置人員を含む標準配置人員をすべて満たして支援拠点を開設したいところですが、今年度中に虐待対応専門員を4名増員することは困難であるため、まずは子ども家庭支援員1名を増員し、上乗せ配置人員を除いた最低配置人員のみ充足した状態で支援拠点をスタートする予定です。

38ページの「3. 支援拠点の設置により強化する取組み」ですが、本市では、支援拠点の設置に向けた機能強化として、心理担当支援員の専門性を生かした支援と、関係機関との連携強化の2点を予定しています。

まず、「(1)心理担当支援員の専門性を生かした支援」ですが、具体的には新たに4つの事業を実施します。

まず、「ア 子供の継続面接」ですが、心理担当支援員が虐待を受けた子供などに対するメンタルケアを実施するとともに、学校、家庭での困難を抱える子供に対する自己理解プログラムを実施します。

「イ 発達・知能検査等の心理検査の実施」ですが、保護者の希望により、子供の発達検査や知能検査を実施し、保護者に子供の特性に対する理解を深めてもらうとともに、対応方法について助言を行います。また、検査結果を学校やこども未来センター等に情報共有し、必要な支援につなぎます。

39ページ、そのほかに、虐待をしている保護者などに対し、アンガーマネジメントやペアレントトレーニングも実施します。

これらは、可能なものから順次取り組んでおり、現在までに、自己理解プログラムを1件、知能検査を5件、アンガーマネジメントを1件、既に実施しています。

心理担当支援員の専門性を生かした支援についても、畠山副会長より事前にご意見をいただいています。

心理担当支援員の役割として心理アセスメントが最も重要である。心理アセスメントをこなしながらアからエの事業を実施することは大変ではないか。ただ、アンガーマネジメントやペアレントトレーニングなどにより、子供に対してだけでなく、親への支援を行うことにより、家庭の支援につなげられる、とのことでした。

次に、「(2)関係機関との連携強化」です。資料の下線部分については、支援拠点となり、人員体制を強化することにより、新たに実施することになるものです。

まず、西宮こども家庭センターとの連携ですが、支援拠点の職員が定期的にこども家庭センターの援助方針会議に参加し、リスクアセスメントや援助方針の決定方法等を修得するとともに、市が担当する対応困難ケースについて助言を受けます。これについては、緊急事態宣言明けの7月から月に2回参加しています。

次に、子育て総合センターでは、0歳から就学前までの子育てに関する相談を受け、継続的に支援しています。就学後も継続した支援が必要な家庭について、子供の就学前に支援拠点の職員が引き継ぎ、切れ目ない支援を行います。

子育て世代包括支援センター、主に保健福祉センターについては、現在もしっかり連携しており、定期的に会議を開催し、特定妊婦や居所不明児童について情報を共有する



ほか、要保護児童対策協議会の会議等で支援方針を確認し、継続的な支援を行っています。

40ページのこども未来センターには、心理担当支援員のスキルアップのため、相談支援業務や療育・検査等について研修をお願いしています。また、保護者の同意を得た上で、支援拠点で実施した検査の結果や家庭背景などの情報を共有することで、こども未来センターに円滑に引き継ぎます。

学校・保育所等とは、現在も情報共有や見守り、虐待の早期発見などの部分でしっかり連携していますが、支援拠点設置後は、支援拠点の職員が定期的に学校や保育所等を訪問し、虐待には至っていないが心配な家庭の情報を共有し、早期の支援につなげます。

児童養護施設については、現在主にショートステイの受入れなどで連携していますが、支援拠点の職員の現地研修等を依頼し、職員のスキルアップと連携強化に努めます。

民生委員・児童委員の皆さんには、地域における要保護児童等の見守りや虐待の早期発見を依頼していますが、今後は、民生委員・児童委員会の会議の際に児童虐待等の研修を実施するなど、連携の強化に努めます。今年度は研修を3回予定しています。

警察については、現在も情報共有や子供の安否確認等で連携しています。昨年度に県警本部と協定を締結し、警察が夜間や休日に対応する場合に備え、月に1回、要保護児童や要支援児童の台帳を共有しています。

また、ここには記載していませんが、関係機関向けの研修も企画したいと考えており、8月4日には教育委員会と要保護児童対策協議会の共催でヤングケアラーの研修を実施しました。

支援拠点の取組みについても畠山副会長より事前にご意見をいただいています。

支援拠点はミニ児相になりがちである。支援とは何か、見守り以上の支援ができるよう支援拠点の役割をよく確認する必要がある。関係機関との連携はもちろんのこと、支援拠点に求められるのはケースマネジメント力である。人員を増やした上で、学校や保育所等への積極的な訪問を行うことにより、児童の状況を把握するだけでなく、家庭訪問や父母との面接を積極的に行い、両親の関係など家族の状況を知ることで支援につなげやすくなる、とのことでした。

41ページ、先ほども説明したとおり、支援拠点の設置時点では上乘せ人員を含む標準配置人員を満たしていません。また、下の表のように、人口規模の近い他市の人員と比較しても、かなり人員が不足しています。支援拠点において多様な子育て相談に応じられるように、多職種の職員の配置を含め、さらなる体制強化を図る必要があります。

42ページからは参考資料です。

上のグラフは、児童家庭相談件数の推移です。全国の児童虐待件数は増加の一途をたどっており、令和元年度で19万3,780件となっています。本市の児童虐待件数は、令和元年度に急増し、1,012件となりましたが、令和2年度は995件と若干減少しました。しかし、児童家庭相談全体で見ると件数は増加を続けており、令和2年度は2,465件となっています。

下のグラフは、本市の児童家庭相談回数の推移です。こちらも年々増加しており、全体で3万7,354回、そのうち虐待相談が2万2,271回となっています。

43ページは虐待種別の推移です。心理的虐待が最も多く、令和2年度の実績で623件、

次いで身体的虐待が265件、ネグレクトが104件、性的虐待が3件となっています。

説明は以上です。

本日は、委員の皆様からご意見をいただきまして、よりよい支援拠点となるよう検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○会 長 事務局から子ども家庭総合支援拠点について説明をいただきました。これらのご意見、ご質問を頂戴したいと思いますが、その前に、畠山副会長から3点のご意見が出ていました。まず、地区担当制になっているが、そもそも子ども家庭支援員と虐待対応専門員の2つに分ける狙いは介入と支援のそれぞれの機能を分けるべきだという考え方があってはならないか、そのあたりをどう考えるか。2点目は、心理士の役割としてやはりアセスメントが極めて大事で、この体制でそれがやっつけられるのか。3点目は、子ども家庭総合支援拠点はミニ児相ではない、特にケースマネジメントに力を入れた地域密着型の支援であり、児相と違うところをもっと明確にすべきではないか。そういうご指摘だったと思います。それぞれについて事務局からまずお答えいただけますか。

○事務局 1点目の介入を担当する職員と支援を担当する職員を分けることについてですが、確かに虐待への介入を担当する職員と支援を担当する職員を分けると、支援を担当する職員が虐待をした保護者との関係を崩さずにスムーズに支援を入れられるメリットはあると思っています。ただ、両者を明確に分けてしまうと、本市の場合は支援を担当する職員が極端に少なくなってしまいまして、現状の人員では支援が必要な家庭と十分に関われなくなってしまうデメリットも出てこようと思いますので、本市では地区担当制を採用しています。

2点目の心理担当支援員の役割ですが、現状では、心理検査やアンガーマネジメントなどがどれぐらいの件数になるか、ニーズがどれぐらいあるかについては想定できません。ただ、心理担当支援員以外でも心理士の資格を持つ者が課内には何人かいますので、スキルアップを図ることで極力断ることがないように事業を実施していきたいと考えています。

3点目の支援拠点の役割をよく確認する必要があるという点ですが、これまでは、人員不足もあり、連絡を受けた児童虐待事案に対応することで精一杯だったのが実情でしたが、人員体制を強化することで心理検査等のツールも増えますし、関係機関との連携も強化できますので、今後は、虐待の再発防止や未然防止にも力を入れていきたいと考えています。

○会 長 畠山副会長から出された3点のご意見に対する事務局としてのコメントを頂戴しました。まずこの点について議論したいと思います。この3点について何かご意見がありましたらまずお願いしたいと思います。

○委 員 心理担当支援員について質問したいと思います。

今年度新たに2名採用されて、我々子ども家庭センターの立場としても、西宮市の子供家庭支援に関して組織全体としてプラスになると理解しているところです。

先ほどの説明の中には、関係機関との連携強化として、子ども家庭センターの援助方針会議等に職員の方が参加していただけるようになっているようですが、心理担当支援員の業務の中には、アンガーマネジメントやペアレントトレーニングみたいなものもや

っていくことが挙げられています。正直なところ、こども家庭センターに勤務する者としては、アンガーマネジメントやペアレントトレーニングは、単に大学等で心理を学んだだけでできるようなものではない、かなり高度な技量、専門性が必要ではないかと思っています。そういう点から、心理担当支援員だけの話ではないかもしれませんが、職員の専門性の向上のために来年度以降の研修計画などがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局 委員ご指摘のとおり、特にペアレントトレーニングなどはかなり技量が必要とお聞きしています。現状は、こども家庭センターへの研修も含めてお願いしている状況ですが、4月に採用した職員のうち1人は他の機関でペアレントトレーニングを実施していましたので、スキルは身につけているものと思っています。ただ、ほかの正規の心理士が3名いますが、この者たちについては確かにまだ技量が不足している部分もありますので、研修も含めてスキルアップに努めていきたいと考えています。

ただ、ペアレントトレーニングの研修については、コロナの関係で全国的に止まっています、なかなか研修の計画を立てることが難しい状況ですが、計画的にスキルアップしていきたいと思っています。

○委員 人材育成に時間がかかることは私も西宮こども家庭センターで実感していますので、市におかれては、長いスパンで人材育成していくようにしていただきたいと思っています。

○会長 人材育成の大切さについてお話しいただきました。これは何も心理担当支援員だけではなく、総合支援拠点という全く新しい組織ですので、組織として一つの研修体系を整備していただく必要があると思います。一つの組織の中でのチームワークの問題や役割分担の問題など、組織に共通した課題もあるでしょうし、それぞれの専門職に特化したものもあるでしょうから、総合支援拠点という一つの組織としての研修体系をぜひ構築していただきたいと思っています。

そのほかに何かありますか。畠山副会長のご意見に対するコメントでも結構ですし、それ以外のご意見でも結構ですので、ぜひ頂戴したいと思います。

○委員 そもそも児相と子ども家庭総合支援拠点のすみ分けについてどのようにお考えでしょうか。

○事務局 市と児相の役割分担については、実は平成28年の児童福祉法の改正の中で県市それぞれの役割が明確化されています。県の役割としては、専門性の高い相談や一時保護・入所等の措置を伴うものとなっていて、市の役割としては、子供あるいは家庭の身近なところにおける支援となっています。

○委員 通報が市に来る場合もあるし、児相に来る場合もありますが、それに対して、児相の案件は児相に速やかに連絡するという体制になっているのですか。

○事務局 おっしゃるとおりで、虐待の通報は、市に入ることもあれば、児相に直接入る場合もあります。市に入ったものについては、当然市のほうで初期対応をすることになるのですが、内容によって、例えば重症度あるいは緊急度が高い虐待事案になると、児相に連絡を入れて、連携して対応することになります。

○委員 市の施設で、例えば、こども未来センターとの連携はどういう感じでしょうか。

○事務局 資料40ページにあるように、現状は、家庭児童相談の中で児童虐待、あるいは課題を抱える家庭に対する支援という部分で情報を共有したり、見守りを依頼したりという形で連携しているのですが、支援拠点ができた後においては、継続的なスキルアップの研修を依頼したり、支援拠点の中でとった発達・知能検査の結果、あるいは家庭背景なども含めて、情報を共有することで、速やかにこども未来センターにつなげていくようにしていきたいと考えています。

○委員 未来センターとの連携は非常に重要ですので、ぜひしっかりと連携をよろしくをお願いします。

○委員 畠山副会長の意見にあった支援と介入を分けることは、今後の課題としてぜひ強化して、そのためには絶対に人員を増やさないといけないと思います。このあたりは、局長や各部長にいろいろと努力していただいて、最低限必要な人員を確保していただくことが支援拠点の先を占うのではないかと思います。41ページの表で他市と比較しても、松山市などは40人いらっしゃいます。どのような働きをしているか知りませんが、その部分をベースとして固めていただかないと機能していかないのではないかと思います。

子ども家庭総合支援拠点に今後期待したいことは、西宮市という地域の中で、子供・家庭を総合的に支える中心として、多機関連携・多職種連携の中心となって、専門性とコーディネート力を発揮してチームワークの中心となっていけるようなことも目指していただきたいと思います。家庭と子供たちに近い地域の中での活動においてはそこが大切なところだと思います。

専門性ということ言うと、例えば民間の児童養護施設には、心理士もいますし、アンガーマネジメントやペアレントトレーニングの訓練を受けた職員もいますので、民間のそういう職員と連携して進めていくなど、そこもコーディネートや協働になると思いますので、私どもも協力できる場所はしたいと思っています。

そういうところを期待していきたいと思っています。

○会長 委員がおっしゃったとおりで、支援拠点の心理士の役割や、心理士だけではなく、相談対応を民間とどうすみ分けていくのか、さらには、子育て総合センターがあり、子育て世代包括支援センターがあり、さらにはこども未来センターがあって、市民からするとわけが分からないと思うのです。いずれにしても、西宮市全体の相談支援体制をどうしていくのかというグランドデザインを描いた上で、それぞれの役割をもう少し整理していただいてもいいのかなと思います。その中で、民間にも専門職がいますし、それぞれのメリット、デメリットがあるので、そういったことも踏まえて、全体のグランドデザインをまず描いていただくことが大事なかなと思います。

それと、畠山副会長からのご意見のとおり、介入と支援を分けることが国の本来の狙いだったと思います。それを生かそうと思えば、まず人員体制の確保が前提条件になると思います。41ページを見ると、同規模の自治体に比べて、残念ながら西宮市は職員が極端に少ないですので、ぜひここは頑張ってくださいと思いますし、この専門分科会からもそこは強く要望しておきたいと思います。それを人員増の資料等に活用していただけたらと思いますので、そこは強調しておきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○委員 40ページの民生委員・児童委員会の会議の際に研修を3回予定しているとおっしゃいましたが、具体的に決まっていたら、どのような研修をされるのかを教えてくださいいただけますか。

○事務局 今年度予定していますのは、乳児家庭全戸訪問事業に関する研修、子供の貧困に関する研修、児童虐待に関する研修の3つを予定しています。

○委員 どのような形で行われるのですか。

○事務局 民生委員・児童委員会の児童部会での研修と聞いています。

○委員 決められた人数しか出ていませんので、最初はそれでもありがたいのですが、できたらもう少し幅広く、全民生委員・児童委員がしっかりと虐待・見守りの研修を受けられて、少しでも力になればと思っていますので、よろしくをお願いします。

○会長 私のほうから1点、お願いですが、せっかくいい支援拠点ができて、その存在が市民に知られなければ全然活用されないと思います。そういう意味で、市民への周知・PRはぜひ頑張ってやっていただけたらと思います。

それと、子ども家庭総合支援拠点というのは長いし難しいですね。市民に親しまれるような愛称も含めて検討いただけたらと思います。その中では、先ほど申し上げたことも未来センターや子育て世代包括支援センターなど似たような機関がありますので、もちろん共通するところがあってもいいと思いますが、それぞれの特徴が浮き彫りできるようなことも市民にどんどん周知していただけたらと思います。

○委員 職員の配置状況ですが、虐待対応専門員が標準配置を満たすための増員できるめどというか予定は今のところは立っていないという理解でいいですか。

○事務局 人事当局には当然要求は続けています。ただ、いつの段階で充足できるかについては、私どもも分からない状態です。

○委員 各市区町村で支援拠点をつくっていくとなると、人材の確保はもちろん簡単ではないと思います。心配しているのは労働分配率の問題です。会計年度任用職員9名が虐待対応専門員を担われるのかなと思いますが、この方々の労働状況は大丈夫なのか、このあたりが懸念しているところですが、どうでしょうか。

○事務局 人員については、主に会計年度任用職員ということにはなるのですが、これまでも段階的に増員はしてきてまして、以前に比べると業務量も多少は減少してきていると思っています。当然、会計年度任用職員で賄い切れない業務については、正規の職員で対応することになっていますので、現状すごく大変とかはないと思っています。

○委員 分かりました。

設置スケジュールで、相談室は10月頃にできるということですが、相談室は幾つ設置予定ですか。

○事務局 現状、相談室は3か所あります。数を変えるわけではないのですが、それぞれ工事を行うことで、例えば、広さを広げるとか、あるいは秘密が守られるような環境でなく、カーテンで仕切りしていたところを扉に変えたり、そういった工事をする予定になっています。

○委員 分かりました。より機密性を高くして、外に話が漏れないようにする環境をつくれるのはいいことだと思います。ハード面、ソフト面、いろいろ大変なところはあると思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○会 長 相談室一つをとっても、役所の相談室は味も素っ気もないところが多いのですが、不安を抱えて来られる、また、子供さんも来られるところですから、ほっとできるような柔らかい雰囲気の相談室であればいいな、そのように工夫していただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会 長 それでは、ご質問、ご意見はないようですので、本日の審議は以上としたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

○事務局 本日はありがとうございました。

次回の開催は年明け頃を予定しています。子ども・子育て支援プランの令和2年度の実施状況を評価していただくほか、来年4月に開設する保育所等についてご意見をいただく予定です。時期が近づいてきましたら、日程調整のご連絡をしますので、どうぞよろしくをお願いします。

○会 長 それでは、本日の専門分科会はこれで終了したいと思います。

貴重なご意見を本当にありがとうございました。

〔午後3時20分 閉会〕